

事務連絡
平成 24 年 9 月 14 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険調剤等に係る一部負担金の支払いにおけるポイント提供についての留意事項

標記については、「保険医療機関及び保険医療担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 9 月 14 日保医発 0914 第 1 号）によりお示ししたとおり、平成 24 年 10 月 1 日より、当該ポイントの付与が療担規則及び薬担規則において原則禁止となりますが、クレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払いに生じるポイントの付与の取扱いの検討を行うまでの間は、経済上の利益の提供による誘引につながっていると思われる事例等への指導を中心に行っていただくよう、よろしくお願いいたします。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係
TEL : 03-5253-1111(内線 3288)
FAX : 03-3508-2746

